

法令等に基づく預金規定等の一部改定および電子化のお知らせ

令和2年3月6日

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月からの改正民法施行を踏まえ、金融機関に求められる対応として、下記のとおり預金規定等を改定するとともに、環境に配慮した取組み（紙使用量の削減）の一環として電子化いたします。

電子化の対応により、当金庫ホームページで最新の各預金規定等をご確認いただけることから、電子化対応した規定の窓口での配布を終了させていただきます。なお、従来通り、書面による預金規定をご希望される方には別途配布いたしますので、窓口にてお申し付けください。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象規定

下記「対象規定一覧」をご確認ください。

2. 改定施行日

令和2年4月1日

改定後の新規定は、規定改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご承知おき願います。

3. 改定内容

詳細につきましては、以下の「新旧対照表」をご確認ください。

民法（債権法）改正により求められる対応

- 定型約款の変更に関する事項
預金規定等の変更にあたり、必要な手続き的要件を追加しています。
- 後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化
預金者が後見制度の適用を受けた場合に加え、その成年後見人等代理人が後見制度の適用を受けた場合も同様に届出いただくことを明記しました。
- 定期預金等の満期日前解約に関する制限
定期性預金の満期日前解約について、別項に示す等明確化しています。
- 債権譲渡に係る異議なき承諾による抗弁の接続制度の廃止に関する対応
デビットカードの利用にあたり契約の無効・取消について金融機関に求めることに関し、現行通り抗弁が出来ないとの体制を維持させていただくことを追加しています。

対象規定一覧

規定等名称	電子化対応	民法（債権法）改正により 求められる対応		
		定期預金等の満期日前 解約に関する制限	後見人等が法定後見 制度の対象となった 場合の届出	定型約款の変更に 関する事項
総合口座等規定集	○	○	○	
定期預金等規定集	○	○	○	○
当座勘定規定	●	○	○	
カード規定集	○	○※		
ICカード特約規定（表）	●	○		
生体認証特約規定（裏）	●	○		
振込規定	○	○		
振込登録サービス（登録総合振込・登録給与振込）利用規定	○	○		
定額自動送金利用規定	●	○		
包括残高証明書発行規定	●	○		
貸金庫規定	●	○		
夜間金庫規定	○	○		
両替機専用カード取扱規定	○	○		
湘南ビジネスダイレクト基本規定	○	○		
湘南ダイレクトサービス基本規定	○	○		
アンサーサービス規定	●	○		

○ 令和2年4月1日より電子化いたします。

● 令和2年5月以降順次電子化してまいります。

※ 債権譲渡にかかる意義なき承諾による抗弁の接続制度の廃止に関する対応が含まれます（デビットカード取引規定）。

総合口座等規定集 共通規定

改正後(新)	改正前(旧)
<p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p><u>9. (規定の変更)</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>6. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。 <u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) (省略) <u>(新設)</u></p>

赤字アンダーライン 改正箇所

総合口座取引規定

改正後(新)	改正前(旧)
<p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 定期預金の預入れは、当金庫所定の金額以下とし、<u>当金庫所定の手続きを行った場合にかぎり、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱いができます。</u></p>	<p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 定期預金の預入れは、当金庫所定の金額以下とし、<u>これらの預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。</u></p>

定期預金等規定集 共通規定 (定期積金、通知預金を含む)

改正後(新)	改正前(旧)
<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、また、通帳式の場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 期日指定定期預金および一部解約可能定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに取引店に提出してください。</u></p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p>	<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、また、通帳式の場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 期日指定定期預金および一部解約可能定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(通帳)とともに取引店に提出してください。</u></p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p>

<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p> <p><u>10. (規定の変更)</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p>
---	--

自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>I. 単利型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」という。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p>I. 単利型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」という。) は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p>

自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (自動継続スーパー定期)

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>I. 単利型</p> <p>2. (利息)</p>	<p>I. 単利型</p> <p>2. (利息)</p>

<p>(4) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (省略)</p>
--	--

自由金利型定期預金規定（大口定期）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>I. 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～② (少略)</p> <p>II. 自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(4) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続</p>	<p>I. 非自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～② (少略)</p> <p>II. 自動継続型</p> <p>2. (利息)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後</p>

<p>をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」という。) および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～② (少略)</p>	<p>の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」という。) および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～② (少略)</p>
--	--

変動金利定期預金規定

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (少略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. ～ f. (少略)</p>	<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (少略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. ～ f. (少略)</p>

自動継続変動金利定期預金規定

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位</p>	<p>I. 単利型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>II. 複利型・個人</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は預入日 (継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。)</p>

<p>以下は切捨てます。) によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. ～ f. (少略)</p>	<p>によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>a. ～ f. (少略)</p>
---	--

期日指定定期預金規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>I. 非自動継続型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>II. 自動継続型</p> <p>4. (利息)</p> <p>(5) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p>	<p>I. 非自動継続型</p> <p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>II. 自動継続型</p> <p>4. (利息)</p> <p>(5) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～⑥ (省略)</p>

積立定期預金規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金等共通規定の第3条第1項により満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A～C (省略)</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>および定期預金等共通規定の第9条により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A～C (省略)</p>

当座勘定規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第23条 (成年後見人等の届出)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p><u>第29条 (規定の変更)</u></p> <p>① <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>② <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第23条 (成年後見人等の届出)</p> <p>① (同左)</p> <p>② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。 <u>(追加)</u></p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

キャッシュカード規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>19. 規定の変更</p> <p><u>当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

法人カード規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>15. 規定の変更</p> <p><u>当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

デビットカード取引規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第1章 デビットカード取引</p> <p>1. (適用範囲) (省略)</p> <p>2. (利用方法等) (省略)</p> <p>3. (デビットカード取引契約等)</p> <p><u>(1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下本章において「デビット</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>1. (適用範囲) (同左)</p> <p>2. (利用方法等) (同左)</p> <p>3. (デビットカード取引契約等)</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約 (以下本章において「デビットカード取引契約」とい</p>

<p>カード取引契約」といいます。)が成立するものとします。</p>	<p>ます。)が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p>
<p>(2)前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p>② 加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6. (預金の復元等) (省略)</p>	
<p>5. (読替規定) (省略)</p>	
<p>第2章 規定の変更</p>	<p>(新設)</p>
<p>1. (規定の変更)</p>	
<p>当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p>	

ICカード特約規定

改正後(新)	改正前(旧)
<p>5. 規定の変更 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p>	<p>(新設)</p>

生体認証特約規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>7. 規定の変更 <u>当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容を当金庫ウェブサイト等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することにより、この規定を変更できるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

振込規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>14. (規定の変更) <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

振込登録サービス（登録総合振込・登録給与振込）利用規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>8. 規定の変更 <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

定額自動送金利用規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>12. 規定の変更 <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

包括残高証明書発行規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>5. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

貸金庫規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>15. 規定の変更</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

夜間金庫規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>11. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

両替機専用カード取扱規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>9. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

湘南ビジネスダイレクト基本規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p><u>第17条 規定の変更等</u> <u>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。</u> <u>変更内容は、当金庫ウェブサイトでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p><u>第18条 規定の変更等</u> <u>当金庫は、必要がある場合、本規定の内容および利用方法(当金庫の所定事項を含みます。)について、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。</u>その場合、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>

湘南ダイレクトサービス基本規定

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p><u>第20条 規定の変更等</u> <u>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。</u> <u>変更内容は、当金庫ウェブサイトでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u> <u>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</u></p>	<p><u>第27条 規定の変更</u> <u>1. 当金庫は、必要がある場合、本規定の内容および利用方法(当金庫の所定事項を含みます)について、契約者に通知することなく変更することがあります。</u>この場合、当金庫は、当金庫のホームページ上に改訂された「湘南しんきんインターネットバンキングサービス/湘南しんきんモバイルバンキングサービス利用規定」を掲示します。変更日以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。なお、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。 <u>2. 契約者は、上記1. の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。</u>この場合の手続は、前記第20条の規定を準用するものとします。</p>

以 上